

平成 20 年度(財)沖縄防犯協会連合会業務重点及び事業計画

1 県内犯罪情勢

県内の犯罪情勢は、県警察の総力を挙げた「身近な犯罪抑止対策」の推進と地域ボランティア等による防犯活動の活性化が相俟って功を奏し、犯罪発生件数は平成 15 年から 4 年間連続して 2 万件台を下回り抑止効果がみられます。

しかしながら、その件数は、治安が比較的良いと言われた昭和期と比べると 2 倍以上と、まだまだ高い状況にあります。

また、内容的にも

1. 子供たちを狙った卑怯な犯罪が多発の傾向にあること。
2. 全刑法犯の 70 パーセントを占める窃盗犯の大半が無施錠被害となっており、なかでも、オートバイ盗が 90 パーセント以上、深夜の忍び込み被害の約 70 パーセントが無施錠被害であること。

等の実態を踏まえ、子供に対する犯罪被害の防止と窃盗防止に向けて県民の防犯意識を高め、鍵をかける習慣を定着させることが必要である。

2 少年非行の情勢

刑法犯の検挙人員の約 70 パーセント、窃盗では約 40 パーセント、なかでも、オートバイ盗・自転車盗では、約 70 パーセントが少年である。

刑法犯少年のうち、中学生の比率を全国と比べると、沖縄は全国の 1.7 倍で全国一高い割合となっている。

深夜はいかいなどで補導された不良行為少年も少年人口が減少する中、増加傾向にあり、深夜はいかいの補導人員は、全国の 1.7 倍、飲酒で補導される少年も全国の 9 倍以上と高率となっており、少年非行の問題も深刻である。

3 暴力団情勢

警察の厳しい取り締まりにもかかわらず、県内には、指定暴力団が、三代目旭琉会(構成員 265 人)、沖縄旭琉会(構成員 376 人)、東亜会二代目誼興業(構成員 26 人)がある。中でも両旭琉会は、新たな一家立ち上げや若手総長への世代交代を行うなど組織防衛を図る一方、企業進出や縄張り料等の資金源獲得活動の巧妙化、潜在化が見られる。

また昨年中、両旭琉会構成員に発せられた中止命令は、51 件(暴力団に流れると認められた資金約 5,600 万円)発出して資金源を遮断しており、暴力団情勢は依然として厳しい状況にある。

以上のとおり、県内の治安情勢は、警察、県、防犯協会、市町村等関係団体及び県民との連携による「ちゅらさん運動」の推進により、全体的には良好に推移しているところではありますが、内容的には依然として厳しいものがあり、これまで推進してきた各種の自主防犯活動をより充実させていく必要があります。

こうした実情を踏まえ、今年度は、下記の重点事項を強力に推進していきたいと考えております。

重点事項別実施(推進)要項

事業名	実施(推進)項目	実施(推進)要領
1 安全・安心まちづくり事業	(1)ちゅらさん運動の推進	① ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議との連携強化によるちゅらさん運動の拡充強化。 ② 「防犯モデル共同住宅」「防犯モデル駐車場」登録制度の促進。(防犯協会ホームページにより広報)
	(2)自主防犯活動の活性化	① 自主防犯ボランティア団体ネットワーク協議会との連携強化。 ② 自主防犯ボランティア地域交流会の開催。(10月) ③ ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議会長表彰候補者・団体を積極的に推薦する。 ④ 青色回転灯装備車両の拡充と同車両使用による防犯パトロールの強化を図る。 ⑤ 一戸一灯運動の継続実施。
	(3)自転車防犯登録業務の適正運用	① 自転車登録業務の実施主体を沖縄県自転車商協同組合から防犯協会へ指定替えし、登録業務の充実を図る。(4月1日) ② 自転車防犯登録管理システムの導入。(5月運用開始) ③ 自転車防犯対策の強化。
	(4)全国地域安全運動の効果的推進 (10月全国一斉実施)	① 県警察等との協働による「地域安全運動開始式」の開催。 ② 参加、体験、実施型の防犯イベントの開催。 ③ 10月11日～10月20日:全国地域安全運動の実施。 ④ (財)全国防犯協会連合会表彰関係の防犯栄誉金章・銀章・銅章等及び九州管区警察局長・九州防犯協会連絡協議会会長連盟表彰推薦候補者・団体の審査と上申。

事業名	実施(推進)項目	実施(推進)要領
		⑤ 県警察本部長連名による防犯功労者・団体に対する定例表彰の実施。 ⑥ 全国地域安全運動用等ポスター・標語の県内入選者に対する表彰の実施。
	(5) 防犯指導員、少年指導委員の活動支援	県防犯協会連合会会長委嘱の防犯指導員(現在員 200 名)及び県公安委員委嘱の少年指導委員(現在員 66 名)の適正な運用と支援強化を図る。
	(6) 防犯広報活動の強化	① 防犯協会ホームページを再構築して、防犯情報を積極的に発信する。 ② 各種防犯ポスターの作成、配布。 ③ 全国地域安全運動並びに全国暴力団追放運動用ポスター・標語の募集を県下一斉に実施。
2 青少年健全育成事業	県警察と連携した青少年健全育成及び非行防止活動の推進。	① (社)沖縄県青少年育成県民会議会長表彰の表彰推薦候補者・団体を積極的に推薦する。 ② こどもを犯罪から守る対策の一環として地域ボランティア等と連携し、通学路の防犯パトロールの実施。 ③ 地区防犯協会等と連携し、通学路や学校周辺の危険箇所の点検の実施。 ④ 「こども 110 番の家」の拡充。 ⑤ 県警察少年柔道・剣道大会の開催。

事業名	実施(推進)項目	実施(推進)要領
3 暴力団排除関係事業	暴力団追放四ない運動の推進	① 県警察及び(財)暴力団追放沖縄県民会議等と連携、暴力団四ない運動(利用しない、恐れない、金を出さない、施設を利用させない)の推進。 ② 暴力団追放沖縄県民大会への参加、協力。 ③ 風俗営業所から暴力団排除の推進。
4 その他の事業	(1)防犯協会職員研修会の開催	各地区防犯協会事務局職員の研修会の開催(11月開催予定)
	(2)財団法人沖縄県防犯協会連合会女性部の定例会の開催	8月、11月に女性部の定例会を開催し、情報交換をして活動のあり方を協議する。
5 風俗環境浄化協会の事業	(1)風俗適正化法39条に掲げる事業の推進(県委託事業)	① 風俗営業所管理者講習(各警察署管内単位で年24回実施) ② 風俗営業所の構造設備等の調査(許可申請時及び変更承認申請時の法的基準適合の有無の調査) ③ 風俗環境に関する苦情の処理 ④ 風俗環境の浄化及び少年の健全育成に資するための、民間自主組織活動の支援 ⑤ 風俗適正化法違反行為防止のための啓発活動 ⑥ 少年指導委員の活動支援
	(2)遊技業における不正遊技機の排除対策	沖縄県遊技業協同組合と協働し、AMマーク貼付事業の適正な実施を図るためね県防連職員と沖遊協職員による営業所への立入りを実施する。 その際、不正改造遊技機防止のため、ロムチェッカーを使用して遊技機の点検を実施する。

事業名	実施(推進)項目	実施(推進)要領
6 財政基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新公益法人法に基づく、公益法人認定準備の促進 (2) 自転車防犯登録所指定の申請 (3) 基金造成事業の推進 (4) 賛助会員の拡大 (5) 県証紙売りさばき所の指定(受指定) 	<p>新法に基づき、早期に税の優遇措置(寄付者の免税が認められる。)が受けられるような環境を整備する。</p> <p>沖縄県自転車商協同組合の指定返納により、当防犯協会が指定を受ける準備を年度内に進める。</p> <p>年1回「安心、安全なまちづくりキャンペーン沖縄県民ゴルフ大会(仮称)」の開催。</p> <p>各役員の協力を得て、賛助会員の拡大を図る。</p> <p>風俗営業所管理者講習時における県証紙の売りさばき手数料を収入として受け取れるようにする。</p> <p>(従来は、単にサービスとして行っていた。)</p>